

ID: 85

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	保育料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町保育園条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (保育料)</p> <p>第3条 保育園を利用する教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。)の保護者又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)は、保育園の使用料として保育料を負担しなければならない。</p> <p>2 保育料の額は、高根沢町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(平成27年高根沢町条例第3号)に定めるところによる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日